定款

(2023年6月22日)

東京都中央区日本橋箱崎町5番14号

株式会社アルゴグラフィックス

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社アルゴグラフィックスと称し、英文では次のように表示する。 『ARGO GRAPHICS Inc.』

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. コンピュータ・ハードウェアおよび通信機器の販売、リースおよびレンタル業務
 - 2. コンピュータ・ソフトウェアおよび通信ソフトウェアの販売業務
 - 3. コンピュータのハードウェア、ソフトウェアの保守サービス業務
 - 4. コンピュータ・ネットワーク・システムの構築の請負および構築に関するコンサルティング業務
 - 5. コンピュータのハードウェア、ソフトウェアの技術指導業務
 - 6. 労働者派遣事業
 - 7. 古物商
 - 8. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、85,440,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に 定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(基準日)

- 第 10 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する 株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる 株主とする。
 - 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、 臨時に基準日を定め、この日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主ま たは登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権 者とすることができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに 随時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、取締役会の決議に基づいて代表取締役が招集し、議長となる。
 - 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他 の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子 提供措置をとる。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権 を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権

の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使する ことができる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項 については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役はこれに記 名押印または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第18条 当会社の取締役は17名以内とする。
 - 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議 によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 代表取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会の決議によって選定する。
 - 2 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長、取締役 副社長各1名、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長と

なる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他 の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催すること ができる。

(取締役会の決議方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締 役の過半数をもって行う。
 - 2 ただし、議案の重要性に鑑み、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、 出席した取締役の過半数が特別決議とすることに同意した場合は、出席した取締役の 3分の2以上をもって行う。
 - 3 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の議決 に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、 当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項 は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会 規程による。

(取締役の報酬等)

- 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
 - 2 前項の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合における使用人分の給与は含まないものとする。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額の

いずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める 事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子 署名する。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める 監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選定する。

(任期)

- 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第39条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第 41 条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
 - 2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付けない。

2023年6月22日 東京都中央区日本橋箱崎町5番14号 株式会社アルゴグラフィックス

代表取締役 会長執行役員 藤 澤 義 麿